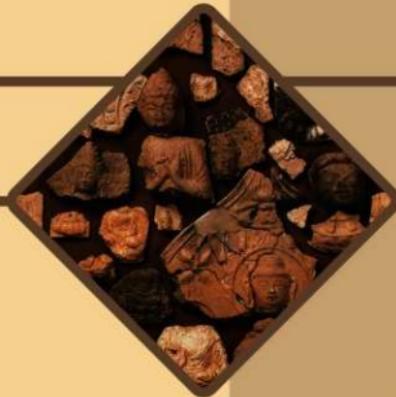


史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡 保存活用計画

【概要版】



令和3年(2021)3月

結城市教育委員会



はじめに

結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡は、結城市を流れる鬼怒川西岸に所在する古代寺院跡と窯跡です。

結城市は、下総国の北端である結城郡の大部分を占め、結城廃寺跡は、古代の結城郡のほぼ中央に位置しています。

結城廃寺跡は、古代東国において強い畿内的な特徴をもち、仏教文化の東国への伝播と発展を考える上で重要な遺跡です。その重要性を鑑み、結城廃寺跡は、創建時、瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに平成14年(2002)に国史跡に指定されました。

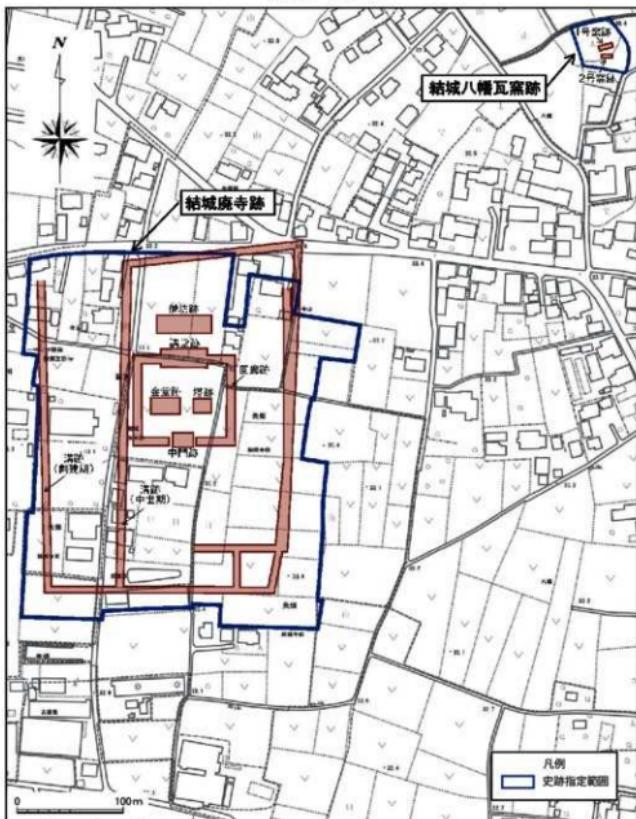
また、将来にわたって確実に保存し、有効的に活用するため、指針等を示した「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画」を策定いたしました。

基本理念は、「結城市的貴重な文化財の保護と周辺環境の保全、古代結城郡に存在した東国有数の寺院であった結城廃寺跡並びに結城廃寺跡創建期の瓦を生産した結城八幡瓦窯跡の特性を活かし、整備・活用しながら後世へ継承していく」ことです。

そのため、本計画は、史跡の価値を高め、保存し、より有効に活用することを目的として、史跡の本質的価値や現状の課題を踏まえた方針と、実現に向けた保存・活用・整備及び運営体制の内容を示します。



結城市の位置図



史跡指定地範囲



1 史跡の本質的価値

結城廃寺跡は、奈良時代前半に創建され、室町時代中頃まで存続した寺院の遺跡です。塔や金堂、講堂などの主要な建物の遺構が残り、奈良・平安時代の寺院構造をよく伝える寺院です。

本史跡から出土した瓦の文様や技法は、律令制下の国を超えた関係性を示し、さらに、塑像や埠仏、種先瓦、塔心礎含利孔石蓋などの遺物は、古代地方寺院の実態解明に重要な情報を提供してくれます。文字瓦から法号が「法成寺」と判明し、平将門の乱を記述した『將門記』に記載される寺院であることがわかりました。

また、結城廃寺跡の創建瓦を生産した結城八幡瓦窯跡は、生産遺跡と消費遺跡の関係性を示す、大変重要な遺跡です。

このような重要性を持つ史跡の本質的価値は次の5点に集約することができます。



結城廃寺跡出土遺物拓影
「□法成寺如」文字瓦



『將門記』における石井營所夜襲関連地図

(出典：樋原正昭『將門記』1975 平凡社東洋文庫
『將門記』関係地図 2 を一部加筆修正)

- 1 古代寺院の加藍を構成する主要施設が確認され、さらには屋瓦の生産地である窯跡との関係性も判明し、古代地方寺院の実態を解明する上で、学術上貴重な価値を有する。
- 2 種先瓦の文様や製作技法、文字瓦から、常陸国や下野国からの影響を強く受けて建立したことが判明しており、地域を超えた交流を示す考古資料として重要である。
- 3 創建の経緯や建築物の莊嚴などを伝える多種多様な遺物が出土し、東国への仏教文化の伝播・発展を考える上で重要である。
- 4 古代寺院において、寺院の法号が明らかとなった数少ない事例であり、併せて『將門記』に記載された寺院であると判明し、文献史料との対比が可能である点で、貴重である。
- 5 区画溝や土師質土器、古瀬戸や常滑の陶器など中世の遺物や遺構が確認されており、古代寺院が中世まで存続していた点において、稀有名価値を有する。



軒丸瓦・軒平瓦



埠 仏



種先瓦



塔心礎（東から）



塔心礎含利孔石蓋



2 大綱と基本方針

地域の歴史・地形・景観などの復元や変遷を探る上でも極めて重要な遺跡である史跡と出土遺物を適切に保存し、その価値を市民と共に地域の誇りとして後世に継承するため、大綱を次のように掲げます。

大綱

過去から未来へ 歴史をつむぎ織りなす 地域が誇れる場所
「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡」

基本方針

① 保 存

結城市民に留まらず、国民共有の歴史的・文化的価値を有する財産として、将来にわたり、本質的価値を損なうことのないよう確実に保存し、次世代に継承していきます。

② 活 用

発掘調査の成果などから得られた歴史的特徴や本質的価値を認識・理解するための事業を展開し、周囲に点在する歴史的資産とのネットワーク化を図り、地域への理解を深め郷土愛を醸成していきます。

学校教育・生涯学習・観光などを促進するための資源として活用するとともに、市民の日常的な憩いの場や健康増進の場としても役立つことを目指します。

③ 整 備

史跡公園としての整備を行い、史跡の歴史や情報の発信に係わる手法を検討するとともに、管理・情報提供の拠点となるよう、関連施設・工作物の設置などの整備を計画します。

④ 管理・運営体制

史跡の保存・管理を確実なものとし、積極的かつ継続的な活用や整備を進めるため、地元自治会や周辺地域及び市民が協働・協力して展開する充実した管理・運営体制の組織を目指します。



3 史跡の保存

地区区分と保存管理の方針

- 史跡を適切に保存し、未来へ継承していく。
- 地域住民の理解と協力のもと、共創による保存を実施する。
- 史跡及び史跡周辺において良好な景観保全に努める。

史跡の地区区分は次の3区域とします。

A地区 公有地化された地区。発掘調査で主要遺構が確認されています。現在、定期的に除草作業を行っており、公共施設（上山川就業改善センター）や住宅基礎、井戸、電柱、市道があります。

B地区 東西方向に横断する霞ヶ浦用水の給水管が埋設された地区。給水管が配置された土地は市によって公有地化が実施されており、給水管の蓋部分は農林水産省所管となっています。

C地区 土地所有者の相続上の問題により、公有地化困難な民有地が残る地区。この区域は2筆で、現在、公共施設の敷地及び道路用地です。



地区区分図

保存管理と現状変更の取扱い

本史跡の安定的・恒久的保存を図るため、本編において(1)土地利用の管理、(2)工作物（看板、道路、水路含む）、(3)地下埋設物、(4)植栽管理、(5)自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応、(6)史跡の日常的な維持管理の6項目について説明しています。

史跡指定地内における現状変更及び史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地の対応は、本編の表6-1・6-2に詳細に示しました。原則として、史跡指定地内では地下遺構に影響を及ぼす現状変更等は認められません。

追加指定と公有地化

本史跡の近隣で、史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、史跡の追加指定を検討します。

現在史跡の大半が市有地であり、国有地や民有地が一部残っています。今後、完全な公有地化を目指します。

出土品管理の適正化

史跡の発掘調査で出土した遺物は、本史跡の本質的価値を構成する極めて重要な資料です。そのため、遺物の収蔵・管理・公開体制の整備を進めていきます。



4 史跡の活用

本史跡を永く将来にわたり保護・継承していくため、周辺の歴史的資産とともに史跡の歴史的・文化的価値や魅力を広く伝える活用事業を積極的に展開します。その方向性を次のように定めます。

- 史跡の歴史的・文化的価値が世代や地域を越えて、多くの人々の間に広まるよう活用を図る。
- 周辺に所在する歴史的資産（遺跡、石造物など）や公共施設と連携して活用を図る。
- 地域の活性化に資するよう活用する。

本史跡の歴史的・地理的特色や魅力などを活かしながら次のように活用の推進を目指します。

① 学校教育における活用

学校教育の機会を通じて、史跡の将来にわたる保護の意識を高めるとともに、周辺に所在する林古墳群や中世武家屋敷跡（東持寺境内遺跡）などと併せて学習・活用することで、地域の歴史や文化への関心が深まるよう努めます。

② 生涯学習における活用

生涯学習を積極的に活用し、本史跡からみた奈良時代の歴史や文化に触れる機会を提供します。
また、地域社会への愛着心を醸成する歴史資源としての活用を図るため、公共施設を生涯学習及び史跡の情報発信の機会・場として利用することを検討します。

さらに、生涯学習の教材として、スマートフォンやタブレットなどを利用したVR・ARなどのデジタルコンテンツを活用し、視覚的・感覚的に史跡の魅力を示します。

③ 地域活性化の資源として活用

ボランティア団体を結成し、ガイドや史跡公園整備後の日常的な管理・運営など、市民協働で史跡公園の整備や運営を進め、本史跡を核とした地域の活性化に寄与する事業展開に努めます。

④ 他市町村との相互活用

本史跡との関係性が明らかである他自治体の史跡や遺跡との情報共有や講座、シンポジウムなどの開催といった相互活用を進め、史跡・遺跡のネットワークの整備を目指します。

⑤ 観光資源としての活用

公共施設での史跡PRの展示を実施し、結城商工会議所や結城市観光協会などと連携し、本史跡への案内や観光客の受け入れ体制の整備・拡充に努めます。さらに、近隣自治体と連携した、サイクリングホームページ「ちゃりさんぽ」や堤防改修に併せ進めているサイクリングロードの整備を軸に、レンタサイクルの設置、文化財探訪周遊ルートの構築など、関連の深い史跡との相互活用を近隣自治体と連携して行い、観光客の誘致に努めます。

⑥ 大学や研究機関との連携

大学や研究機関と積極的に連携し、さらに社会人を対象としたフォーラムやシンポジウム、歴史講座などを大学や研究機関と共同で企画し、最新の研究成果の発信を心がけます。

⑦ 史跡を活用したイベント・体験

史跡への親しみを持ってもらうため、本史跡及び周辺文化財を活用したウォーキングや自然観察会、雅楽演奏団体による演奏会などのイベント及びミニチュア瓦や埴仮づくりなどの体験イベントの実施を検討します。



5 史跡の整備

遺構の保存を目的とした整備に並行して、将来的には史跡公園としての整備を目指します。

史跡公園は、寺院跡及び窯跡を繋ぎ、一体感をもたせ地域住民や来訪者が親しみを感じ、歴史的・景観的特徴を体感できる整備を進めます。その方向性を次のように定めます。

- 本史跡の保存と活用を図り、将来に亘り確実に継承されるよう整備します。
- 史跡公園は、周辺の史跡・遺跡・公共施設等と連携し、地域の歴史を学習・理解するための拠点の一つとして整備します。
- 史跡公園は、市民の日常的な憩いの場として整備します。

① 保存のための整備

史跡指定地内では、遺構を保護する保存盛土層が十分な厚さが確保されていません。盛土は、史跡整備実施の際に十分に行い、遺構の保護を図ります。

② 遺構の展示・表示

伽藍及び窯跡の全容や各遺構の規模・構造など、史跡の本質的価値が的確に伝わるよう整備を図ります。

③ 環境整備

史跡の保存管理と活用と連携し、環境整備を行います。特に、良好な景観形成のため、樹木を適宜剪定します。さらに、市民の日常的な憩いの場になるよう、万葉集や常陸国風土記等に記載される植物を配したり、四季を通じて、楽しみ、潤いを与える植栽を検討します。

④ ガイダンス施設の整備

出土遺物の展示をはじめとして、史跡の周辺地域の歴史・文化を紹介する展示や講座を充実させ、ボランティアガイドなどの拠点、地域住民と見学者との交流の場、駐車場（大型バスの駐車も可能なもの）やトイレといった便益施設の機能を有する施設とします。

⑤ 案内・解説等の整備

案内及び解説の整備は、寺院跡と窯跡が関連性を認識しやすいように、両地区を結ぶ導線を整えます。さらに、周辺の文化資源を結ぶ見学動線を設定し、サインの整備を行います。また、デジタル技術を活用した解説コンテンツの充実を図るために、AR や QR コードなどを利用した、現地展示解説手法を検討します。

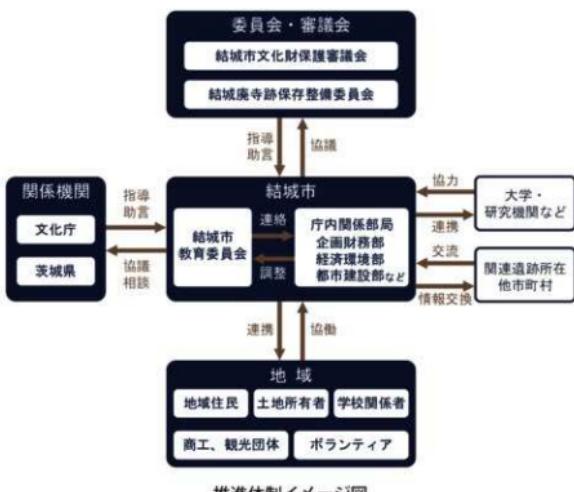


6

管理・運営体制の整備と施策の実施計画

本史跡を適切に保存し、有効に活用していくため、次に定める方向性に沿つて短期的・長期的な視点から、管理・運営体制の整備や充実に努めます。

- 行政内部の連携として、「まちづくり」や教育等に関わる市関係部局や行政機関等と連携し、史跡の価値と現状に関する情報を行政内部で共有できるようにする。
- 市民と行政の連携として、市民と行政が史跡の価値を共有し、連携・協働して保存や活用を進めることができるよう、管理・運営体制の整備に努める。



実施期間

計画は、令和3年（2021）3月31日に策定、同年4月1日から実施し、令和18年（2036）3月31日までの15年間を実施期間の目安とします。

計画期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間を短期、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの5年間を中期、令和13年度（2031）以降を長期と位置付けます。ただし、文化財をとりまく社会的状況等を考慮しながら、必要に応じて計画内容や期間の見直しを行います。

経過観察

本史跡の保存活用を継続して実施するため、社会状況の変化に応じ、本計画の具体的な作業方法の修正は必要になります。そこで、本計画の内容に即し定期的に経過観察を行い、現状把握、計画実施の到達度や問題点を明らかにし、事業内容の修正や保存活用計画の見直し時に反映させます。

第6次結城市総合計画前期基本計画の目標年次令和7年（2025）及び次の5年間毎、つまり令和12年（2030）と令和17年（2035）に経過観察を実施します。

史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画【概要版】

令和3年（2021）3月発行

発行・編集 茨城県結城市教育委員会

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地